

# 株式会社 I-PEC 確認検査手数料

A表 (B表以外)

単位：円

建築物 床面積の合計	確認申請手数料		中間検査 手数料	完了検査 手数料	仮使用認定 手数料	P
	① 右記以外のもの	② 構造計算書付				
0 ~ 100 以下	36,000	54,000	46,000	46,000	55,000	1
100 ~ 200 以下	47,000	70,000	60,000	60,000	72,000	2
200 ~ 500 以下	79,000	118,000	92,000	92,000	110,000	3
500 ~ 1,000 以下	126,000	189,000	138,000	138,000	165,000	4
1,000 ~ 2,000 以下	144,000	216,000	184,000	184,000	220,000	5
2,000 ~ 4,000 以下	216,000	324,000	230,000	230,000	276,000	6
4,000 ~ 7,000 以下	288,000	432,000	322,000	322,000	386,000	8
7,000 ~ 10,000 以下	324,000	486,000	368,000	368,000	441,000	8
10,000 ~ 15,000 以下	360,000	540,000	414,000	414,000	496,000	10
15,000 ~ 20,000 以下	432,000	648,000	460,000	460,000	552,000	10
20,000 ~ 50,000 以下	504,000	756,000	552,000	552,000	662,000	20
50,000 ~	648,000	972,000	736,000	736,000	883,000	30

B表 (型式部材等製造者認証物件)

単位：円

建築物 床面積の合計	確認申請手数料	中間検査 手数料	完了検査 手数料	仮使用認定 手数料	P
0 ~ 100 以下	22,000	28,000	28,000	33,000	1
100 ~ 200 以下	28,000	36,000	36,000	43,000	2
200 ~ 500 以下	47,000	55,000	55,000	66,000	3
500 ~ 1,000 以下	76,000	83,000	83,000	99,000	4
1,000 ~ 2,000 以下	86,000	110,000	110,000	132,000	5

C表 (昇降機・小荷物専用昇降機・工作物)

単位：円

申請物	適用区分	確認申請手数料	完了検査手数料	仮使用認定手数料	P
昇降機・小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証を受けたもの	20,000	25,000	25,000	1
	上記以外のもの	35,000	40,000	40,000	1
工作物		35,000	35,000	35,000	1

D表 (遠隔地追加検査手数料)

同日複数検査については、割引制度を用意いたしますので、ご相談下さい。

単位：円

建設地		手数料	建設地		手数料
京都府	京丹波町	10,000	滋賀県	長浜市	10,000
京都府	京丹後市、与謝野郡 伊根町、宮津市、舞鶴市 福知山市、綾部市	20,000	大阪府	下記以外の地域 能勢町、豊能町、島本町 茨木市、高槻市、枚方市、寝屋川市	20,000

E表 (確認検査手数料付加分)

※は別途協議

単位：円

設計方法	付加する金額	適用区分				備考
		確認	中間	完了	仮認	
構造計算書付き(ルート2) 構造計算書付き(ルート3) (構造計算適合性判定対象物件)	50,000 または 50,000 + α	○				判定を要する建築物が1棟の場合：50,000円 + α：2棟以上の場合は(N - 1) × 30,000円 …… N：構造棟数
避難安全検証法	40,000	○	○	○		
耐火・防火区画性能検証法	※	○	○	○		
限界耐力計算法	※	○	○	○		
エネルギー法	※	○	○	○		
特定天井の検証あり	※	○	○	○		特定天井を設ける場合
特定天井の検証あり(既存建築物)	※	○	○	○		落下防止措置を講じる場合
天空率	各5,000	○				確認審査：道路、隣地、北側各斜線ごと
免震建築物	※	○		○	○	
既存不適格建築物への適及適用	※	○	○	○	○	確認審査において既存の建築物に適及適用がある場合で、当該既存部分の審査または変更工事にかかる検査が必要な場合 上記に同じ(但し、既存適及を耐震診断と読み替える)
耐震診断書付き	※	○				
省エネ判定対象建築物の完了検査 ※ 省エネ判定が、当社でおこなわれた場合	80,000 100,000 ※			○		検査対象延べ床面積が、8,000㎡以下の場合 8,000㎡超 ~ 10,000㎡以下の場合 10,000㎡超の場合
省エネ判定対象建築物の完了検査 ※ 省エネ判定が、他機関でおこなわれた場合 ※ 省エネ判定を、みなし認定(注1)で読み替える場合	160,000 200,000 ※			○		検査対象延べ床面積が、8,000㎡以下の場合 8,000㎡超 ~ 10,000㎡以下の場合 10,000㎡超の場合
省エネ判定対象建築物の仮使用認定	※				○	
特殊な仮使用認定にかかる安全計画(注2)	※				○	安全計画が、平成27年告示第247号第3第一号にかかる工事の場合
他機関または特定行政庁確認等の仮使用認定	上記A表②				○	直前の確認または中間検査合格証が当社以外から受けている場合
バリアフリー法 第14条の審査・検査	20,000	○			○	

- A表の「② 構造計算書付」とは、法第6条第1項第二号、第三号の建築物及び、第一号、第四号の構造計算書付き建築物を示します。
- 同一棟増築の確認検査手数料は、**増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積**を、手数料算定床面積とします。
- A表・B表の建築物の確認検査に昇降機の申請も含まれる場合(法第6条第1項四号建築物の同時確認検査申請も含む)は、C表の昇降機の区分に応じた額を加算します。
- **用途変更、移転、大規模の修繕または大規模の模様替**の確認検査手数料は、**申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟)の床面積の1/2を加算した面積**を、手数料算定床面積とします。
- 当社で確認済証を受けた建築物の**計画変更**確認申請を行う場合の手数料算定の床面積の考え方は、意匠・構造あるいは設備毎に**当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2**を累計し、当初の確認申請に基づきA表①又は②の区分により算定します。計画変更確認申請においても、型式部材等製造者認証の範囲内における物件の場合は、B表により算定します。ただし、意匠・構造あるいは設備について上記要領により計算した床面積の合計の上限は、計画変更後の建築物の延べ床面積とします。また、床面積に反映されない変更については別途応談によるものとします。
- **他機関(特定行政庁含む)にて確認済証の交付を受けた物件の計画変更** 確認申請は、新規の確認申請とみなして手数料を算定します。
- **他機関(特定行政庁含む)にて確認済証の交付を受けた物件の中間検査、仮使用認定及び完了検査** の場合は、新規の確認申請とみなして確認手数料を検査・認定手数料に加算します。但し、手数料加算は初回のみとし、二回目以降の中間検査、仮使用認定及び完了検査の申請時には手数料の加算を行いません。
- 検査の結果、**再検査**を行う場合は、現地での実施追加検査手数料として 10,000 円(建築場所がD表に記載される地域においては、同表に記載の遠隔地追加検査手数料を加算した金額)をいただきます。
- 完了検査時に軽微な変更ではなく、本来検査申請前に計画変更を伴う様な変更に対しては、別途計画変更と同等の手数料が追加される場合があります。
- **仮使用認定申請**の手数料算定面積は、仮使用部分の面積とし、その後の完了検査手数料算定面積には仮使用認定部分の面積を除き算定します。
- 省エネ判定をみなし認定(注1)と読み替える場合とは、① 大臣認定を受けた建築物 ② 性能向上計画認定を受けた建築物 ③ 低炭素認定を受けた建築物のいずれかに該当するものをいいます。
- 特殊な仮使用認定にかかる安全計画(注2)とは、規則第4条の16第3項に規定される大臣が定める工事(平成27年国土交通省告示第247号第3第一に規定される工事)をいいます。  
『一 増築の工事であって、次に掲げる要件に該当するもの イ 仮使用の認定の申請前に避難施設等に関する工事(仮使用の部分に係るものに限る。)を完了していること  
ロ 増築に係る部分以外の部分に係る避難施設等に関する工事を含まないこと。』
- 確認検査手数料のうち確認・中間・完了の各手数料を一括で支払いされる場合の割引制度や、継続して多数の申請件数が見込める事業主を対象とした割引制度(期間限定)など、お得なセット料金をご用意しております。
- A表・B表・C表中の【P】は、確認・検査・仮使用認定申請時に発行するサービスポイント数を示します。
- 建築面積のみが発生する場合には、建築面積を床面積と読み替え適用します。
- **その他ご不明な点は、別紙「手数料の取扱いについて」をご参照の上、詳しくは担当者までご確認ください。**